

国海安第202号
平成21年4月21日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

高速旅客船及び水中翼船の安全性向上のための船舶設備規程の改正（平成21年4月27日公布・施行予定）を踏まえ、船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

また、関係各位への周知方よろしくお願い致します。



船舶検査心得の一部改正（水中翼船等の安全性）について

1. 経緯

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船（ジェットフォイル等）が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が相次いでおり、水中翼船のより安全な運航を確保することが重要となっている。

こうした状況に鑑み、国土交通省、学識経験者、運航事業者等からなる「超高速船に関する安全対策検討委員会」及び同委員会の下に設置された「超高速船安全対策ワーキンググループ」において、水中翼船及びその他の一般の高速旅客船の客席及び椅子席用ベルトの要件の検討結果が取りまとめられたことを受け、船舶設備規程について所要の改正を行うところであり、当該改正に対応して船舶設備規程等の関係心得の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 水中翼船用ベルトの基準

船舶設備規程第98条第4項の「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」は以下の条件を満たすものとする。

- ① 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締め付けができるベルト。
- ② いわゆる2点式ベルト又は3点式ベルト。
- ③ 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたベルト。

(2) 高速旅客船用ベルトの基準

船舶設備規程第98条第5項の「衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノ」は以下の条件を満たすものとする。

- ① いわゆる2点式ベルト又は3点式ベルト。
- ② 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたベルト。

(3) 現存高速旅客船の緩和規定

附則第2条第4項の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」は以下の条件を満たす場合とする。

- ① 船上で速力を確認できる設備等を有すること。
- ② 検査証書の航行上の条件の欄に、運航時の速力制限の記載。
- ③ 操舵室に、運航時の速力制限の表示。
- ④ 安全管理規程に、運航時の速力制限の記載。

3. 改正心得の適用日及び経過措置

船舶検査心得の改正は、省令の施行日（平成21年4月27日）より適用する。